

平成30年12月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

平成30年12月26日(火) 午前9時30分から午前10時26分

2 開催場所

市役所 3階 第3委員会室

3 教育長及び委員

教育長	鍛代 英雄
委員(教育長職務代理者)	菅原 順子
委員	渡辺 正美
委員	永井 武義
委員	重田 恵美子

4 説明のために出席した職員

教育部長	谷亀 博久
学校教育担当部長	宮林 英樹
教育総務課長	古清水 千多歌
学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	石渡 誠一
社会教育課長	小谷 裕二
図書館・子ども科学館長	麻生 ひろ美
教育センター所長	本多 由佳里
歴史文化担当課長	立花 実

5 会議書記

教育総務課総務係長	大澤 貴之
-----------	-------

6 傍聴人

2人

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第28号 伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

午前9時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】

定刻となりました。ただ今から教育委員会議を開催いたします。

----- ○ -----

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】

日程第1、前回議事録の承認について、お願いいたします。

○教育長及び全委員 承認

----- ○ -----

午前9時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】

定刻となりました。ただ今から教育委員会議を開催いたします。

----- ○ -----

日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 日程第2、教育長報告をいたします。一般質問の概要について、及び平成30年度補正予算についてでございます。それぞれ所管の部長から報告します。よろしく申し上げます。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、資料1をごらんください。12月定例会の一般質問、9人の議員からご質問をいただきました。順次説明させていただきます。

まず1ページ目、中山真由美議員です。公共施設のトイレの環境整備についてということで、大きく3点の質問をいただいております。

1点目、小中学校、公民館のトイレの最終改修年度とその内容ということでございます。小学校は平成25年度、竹園小学校でトイレの全面リニューアルを実施。内容は、洋式化、配管や照明器具、車椅子の対応も含めたトイレブース等の改修です。中学校は、平成29年度、山王中学校、成瀬中学校、中沢中学校の3校で全面リニューアルを行いました。内容的には小学校と同じです。公民館は平成29年度に比々多公民館と伊勢原南公民館でトイレの洋式化の工事を行い、今年度は大山公民館で行う予定だということを答弁しています。

2点目、洋式、和式のトイレの占有率、及びみんなのトイレの設置数についてということで、小学校は洋式トイレが全体の約49.5%で、7カ所がみんなのトイレ。中学校は洋式トイレは全体の約50.9%、2カ所がみんなのトイレです。公民館については、洋式トイレは全体の約42.2%、みんなのトイレは高部屋公民館の1カ所ということです。

3点目、今後の改修計画についてでございますが、第5次総合計画中期戦略事業プランでも位置づけており、快適な環境の確保に向け、トイレのリニューアル工事を進めていきたいと考えています。今年度実施している設計業務からは、避難所としての利用、また学校からの要望を踏まえ、体育館のトイレも含めたりリニューアルを進めていきたいと考えています。

なお、今年度は比々多小学校と成瀬小学校の校舎に体育館を加えたトイレの改修工事に向けた設計業務を行っており、来年度以降に工事に着手していきたいと考えていますと答弁をいたしました。

○学校教育担当部長【宮林英樹】 続きまして2ページ、1日目3番目の、田中議員でございます。大きな1番の、動物愛護の取り組みについて、(3)人と動物の共生社会の実現に向けてということでご質問をいただき、学校では理科で生物の誕生や成長、体のつくり等を学ぶとともに、生物を育てることを通して、生物を愛護する態度を養うこととしており、生活科では生き物への関心や親しみを持ち、大切にしようとする態度を養い、さらに道徳科では、生命の尊さや自然愛護について考えを深めるようにしています。今後も、学校の教育活動全体を通して、生物を愛護する態度や生命を大切にしようとする態度を養うよう取り組んでまいります、と答弁させていただきました。

1日目4番、橋田議員でございます。障がい児の環境改善を目指してということでご質問をいただきました。

(1) インクルーシブ教育の拡充についてということで、こちらからは、2020年度から県立高校改革実施計画がⅡ期に入り、これまで3校だったインクルーシブ教育実践推進校が新たに11校指定されるということで、伊勢原市で一番近いところでいきますと、県立伊勢原高等学校も含め3校であるということ。新たな特別募集ということから、教職員対象の説明会には、伊勢原市より教育委員会職員、中学校及び小学校職員も参加しております。

さらに、平成31年1月16日、水曜日には、伊勢原市民文化会館で保護者向け説明会の開催が予定されておりますと答弁させていただきました。

続きまして3ページ、2日目一番、土山議員からご質問をいただきました。

大きな1番、学習に困難がある児童への支援についてということで2点。まず

(1) 読み書きに困難のある児童についてということで、発達のゆっくりな児童や多動傾向など、他のさまざまな状況を抱えた児童もおり、どの学級にも数名個別対応が必要な児童がいる状況でございますということで、学校の状況をお話しさせていただきました。さらに、読みやすいように指を添える等をして、個別に読み聞かせをすることもありますということで、指導の工夫、学校での様子等をお話しさせていただいております。

音声教材の導入についてですが、パソコンやタブレット等の機器が必要になるがということで、今後は児童のニーズを踏まえ、機器の整備も含め対応について検討していきたいと答弁させていただきました。

(2) ことばの教室、まなびの教室についてでございます。通級教室は、通常の学級に在籍している児童のうち、保護者の申し込みを受け、特別な指導が必要と認められる児童に対して指導を行う教室でございますということで、言葉の発達に課題のある児童を対象とすることばの教室には、9月1日現在で28人が通っております。集団行動やコミュニケーションに課題のある児童が通うまなびの教室には、9月1日現在、37人が通っておりますということで、人数をお示しいたしました。

他の学校への拡大についてということで、現在は桜台小学校1校への設置となっておりますが、第5次総合計画後期基本計画中期戦略事業プランでは、平成32年度に2校4教室とする計画としております。保護者の負担軽減を図る中、必要としている児童に適切な指導を行うことができるよう努めてまいります、と答弁させていただきました。

続きまして4ページ、2日目2番、八島議員から、大きな2番、学校の働き方改革についてということで、3点の質問をいただいております。

まず1点目でございます。平成28年度教員勤務実態調査を実施しての伊勢原市としての課題はどうかということでございます。

文部科学省が平成28年10月、11月にわたり、小中学校各200校に対して実施した、教員の勤務実態調査によると、平日1日当たり、小学校で11時間15分、中学校では11時間32分で、平成18年度と同調査と比較して、それぞれ43分と32分増加しており、勤務時間が増加した理由として、若年教員の増加、総授業時数の増加、中学校における部活動時間の増加等が挙げられております、とお答えさせていただいております。

そのためには、業務が集中している教諭の業務量や校務分掌の数を削減するとともに、校長や服務監督権者である教育委員会は、教職員の意識改革を図るための取り組みを進める必要があると考えております、と答弁させていただきました。

2点目、教職員の長時間勤務の業務についてということでご質問をいただいております。

本市では、学校職員安全衛生委員会等で、教職員の勤務の実態調査について検討し、実施しております。また校長会等でも、学校閉庁日について検討し、今年度試行を行いましたということで答弁をさせていただきました。しかし、加配教員数には限りがあるので、さらなる加配を国や県に求めていく必要があると考えておりますと答弁させていただいております。

3点目、学校の働き方改革での本市の取り組みについてはということでございます。

教職員の健康増進と休暇取得促進を図るため、学校閉庁日を3日間試行し、夏季休業や年次休暇等の取得を推奨し、原則として部活動も休みとする期間といたしましたということで、アンケート等で、9割の教職員が夏季休暇や年次休暇等

を取得できたという結果であったことから、来年度も引き続き実施したいと考えておりますということ。

また、具体的な取り組みを定める基本方針の策定に向けて、研究を進めておりますと答弁させていただきました。

○教育部長【谷亀博久】 5ページの2日目3番目、米谷政久議員です。公共施設の非構造部材等の耐震対策についてご質問をいただきました。

(1)現在の取り組み状況ということで、文科省が作成した、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックに基づき、点検及び対策を実施しています。

2番目の段落で、調査はまず学校職員が天井材や外装材、内装材などのいわゆる非構造部材の点検を行いまして、A・B・Cという基準に基づきチェックを行います。その結果を受けて、教育委員会ではB評価、C評価の箇所について再点検を行います。29年度の点検結果で改善が必要と判断した箇所は、小学校で2カ所ありましたが、既に対策を終了しています。

飛散防止フィルムの張られていない家庭科室や理科室の棚のガラスについても、計画的に飛散防止フィルムを張りつけ、ガラスの飛び散りによるけがの防止策を講じる予定と答弁してございます。

今後の対策については、日常点検や定期的な点検を行うとともに、異常箇所の早期発見に努め、施設の適正な維持管理に努めてまいりたいと答弁しております。

○学校教育担当部長【宮林英樹】 5ページ、3日目5番目、斉藤議員から、Society 5.0の実現についてご質問をいただきました。初めに市のほうから答弁し、再質問で、学校についてということでしたので、答弁させていただきます。

本市の認識についてというところで、Society 5.0における学びのあり方について、現状と今後の展望をどのようにということでしたので、そこでは、Society 5.0の実現に向け、教育の力の果たす役割が大きいとされており、全ての子どもたちにSociety 5.0時代に求められる基礎的な力を確実に習得させる必要がありますということと、新学習指導要領の確実な習得を図るため、学習支援の充実を図りますと答弁させていただきました。

Society 5.0につきましては、下に説明を書かせていただきました。

次に、6ページ、3日目2番目、川添議員から、大きな2番、LGBT施策の推進についてということでご質問をいただいております。以前にもこの質問をいただいて、この間の取り組み状況についてはというところでございます。

学校の取り組みについてということで、イでございます。具体的な例としましては、広報用チラシやポスター掲示等による啓発活動、LGBTに関する書籍を全小中学校へ平成29年度に配布しておりますが、それを行いましたということと答弁させていただきます。

各学校では、自分の大切さを認めるとともに、他の大切さを認めることができるような人権感覚の育成を目指しております。教育委員会としては、各学校において、安心してカミングアウトできる環境づくり、カミングアウトしなくても安心できる環境づくりがなされるよう、指導、支援していきたいと考えております

と答弁させていただきました。

○教育部長【谷亀博久】 3日目3番目、国島正富議員でございます。新たな土地利用等による都市の活力向上プロジェクトの具体の取組課題についてということで、遺跡発掘調査に伴う工期への影響と、発掘後の観光利用についてということです。工期への影響については国県事業推進担当部長が回答してございます。

教育委員会へは大きく2点のご質問がありました。1点目は、遺跡発掘調査の成果について、市民を初め多くの方々が親しみ、理解と関心を深めることができるような取り組みについて市の見解をと。

2点目は、三之宮郷土資料館、郷土博物館の充実に向けた見直しにより、この地を訪れた人々が文化財に触れることができる拠点が必要と考えるが、市の見解をという2点のご質問でございます。

答弁といたしましては、文化財保護法の改正で、今後、地域の文化財の継承を図るため、より積極的に文化財の活用を進めていく方針が示されたこと。その中では、観光分野といった視点も考慮しているということです。

平成25年に改正しました文化財保護条例では、一足早く文化財の保存に加え活用を重視し、まちづくりへ生かすことを位置づけていると。また、平成28年度に策定した伊勢原市歴史文化基本構想においても、地域の歴史・文化を確実に継承しながら、地域の活性化につなげていくことを目指していること。

現在行われている広域幹線道路事業に伴う発掘調査は、規模が大きく、またこれまで調査実績のない区域を主な対象としているため、従来にない成果が上げられていると。しかし、現在は工事の早期完成に向け、現場での調査を最優先としていることから、成果がまとまるまでは、まだ相当な時間がかかると聞いている。

こうした発掘調査成果を活用する拠点として、郷土資料館等を整備することは、より多くの方々に伊勢原の歴史を体験してもらうことができ、さらに活用事業の計画的、継続的な実施、地域の方々との協働による多角的な取り組みなど、活用事業の充実と広がり期待することができます。しかし、現下の厳しい財政状況から、郷土資料館を直ちに整備する状況になく、ご提案のありました郷土博物館の整備の充実につきましては、比々多地区の観光振興など、地域の活性化を図る中で研究をさせていただきたいと存じます、と答弁いたしております。

○学校教育担当部長【宮林英樹】 続きまして、平成30年度補正予算について説明させていただきます。資料はございません。中学校給食導入に係る経費につきましては、市議会12月定例会で補正予算議案を追加上程し、賛成多数で承認されました。補正予算で計上いたしましたのは、来年度1月から中沢中学校で中学校給食を試行・実施するために必要な経費で、配膳室設置工事等設計業務、並びに給食管理システム、中学校給食専用ソフトの運用支援作業業務及びソフト使用料の、合計229万5,000円でございます。

12月6日の本会議では、提案説明及び補足説明の後、議案審議が行われ、試行実施の時期や、試行実施校を中沢中学校とした理由などの質疑があり、議案審査は教育福祉常任委員会に付託されました。12月11日に開催されました教育福祉常任委員会では、6月8日に同委員会から提出された、中学校給食に対する

意見書に記された、食育、公平性の観点から、選択制ではなく全員喫食を目指すこと、食物アレルギーを有する生徒にも対応した給食を提供すること、今後想定される市内小学校給食室の老朽化も考慮した、長期的視点を持つ中学校給食計画を示すことについて教育長から教育委員会の考え方を説明した後、議案に対する各委員から質疑、その後、各委員から議案に対する意見が述べられ、議案は賛成多数で採決となりました。

12月20日の本会議では、教育福祉常任委員会委員長による委員会審査の報告、その後、質疑、反対討論、賛成討論を経て、議案は賛成多数で可決となりました。

可決いたしました補正予算につきましては、直ちに執行手続を行い、来年度1月から、中沢中学校で試行・実施できるように準備を進めてまいります。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 報告は以上でございます。ご質問やご意見などがありましたらお願いいたします。

○委員【菅原順子】 4点ほどあるのですが、まず1点目は、一般質問答弁の概要1ページ目、みんなのトイレですが、具体的にみんなのトイレのイメージがつかないのですが、小学校7校にあるということですね。LGBTの方は男女どちらのトイレに入るかということでも迷われたりすることもあるという話を聞きますが、男女どちらでも入れるような形態になっているのか、みんなのトイレが具体的にどういうもので、また活用状況はみんなが使うのか、それとも逆に敬遠しているのか、そのあたりを聞かせていただきたいと思います。

2点目は、2ページ目のインクルーシブ教育についてですが、この件については小学校の保護者の方も興味を持つと思うので、1月16日の説明会については、中学校だけでなく小学校の、少なくとも支援級の保護者へは周知したほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから4ページ目の働き方改革ですが、今年の年末年始についてはどういう対応なのか。学校閉庁日となるのか、それともどなたかが必ず学校にいるのかとか、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

また、若手の先生の増加が総勤務時間の増加の一因に伺った際に実際に見せていただいた道徳授業のキャラバン方式のように、教材研究をお互いにやり合うということは、とても効果的とは思いますが、例えば小学校では、ほかの教科についてそういうことがあるのか。ベテランの先生方の教材研究が蓄積されて、若手の先生方に継承されて、また新しいことが追加されるといったシステムができていいのか、またやっている学校があったら、それを全体に紹介するシステムがあるのかとか、そのあたりを伺いたいと思います。

最後に6ページ、広域幹線道路事業の発掘調査で、従来にない成果がとありますが、具体的にどんな成果があったのか、そのあたりを教えていただければと思います。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、まずみんなのトイレについて、教育総務課

長。

○教育総務課長【古清水千多歌】 みんなのトイレは、車椅子で入れることはもちろんですが、オストメイト、水で洗い物ができるような場所を1つのブースにセットしております。基本的には男子トイレ、女子トイレの中間のところ、男子トイレに入らず、女子トイレに入らずに入れるような場所に整備されています。それとは別に、基本的に男子トイレ、女子トイレは、車椅子で入れる広いスペースで手すりを設置しています。

○委員【菅原順子】 利用状況はどんな感じですか。むしろ敬遠されてしまうのか。誰でも使えるわけですね。

○教育総務課長【古清水千多歌】 基本的には使用できるのですが、利用状況までは承知しておりません。

○教育長【鍛代英雄】 小学校で7カ所設置ということで、これは7校に設置しているのかという質問がありました。

○教育総務課長【古清水千多歌】 はい、そうです。

○教育長【鍛代英雄】 では2点目、インクルーシブ教育の関係。教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 インクルーシブ実践校の説明会について、小学校の保護者にも周知をということだと思っておりますが、今回は、主に現在の中学校1・2年生の保護者に周知を図っています。小学校の保護者に特段遠慮いただくということではないのですが、会場が小ホールということで、伊勢原市内だけでなく、厚木市や中地区、西は小田原市と、エリア的にある程度広い範囲で説明会が設定されており、まずは直接進路指導にこれから携わっていく中学校1・2年生を中心に周知が図られています。これは県の事業ですので、特段、小学生の保護者だからといって、そこで線を引くことはないと思うのですが、県の考えとして、まず中学校1・2年生の保護者を対象にという趣旨であると伺っております。小学校にも周知をしておりますが、それをどう保護者にお知らせするかということとは把握していない状況です。

○委員【菅原順子】 オープンではないと。例えば広報に掲載するとか、そういうものではない。

○教育指導課長【石渡誠一】 市としては特に考えておりませんが、県ではホームページ等にも掲載しておりますので、申し込みは可能と認識しています。

○教育長【鍛代英雄】 教育センター所長。

○教育センター所長【本多由佳里】 教育センターでは、1月9日に小学校5年生の保護者の希望者を対象に、進路説明会を行います。その場で、所管ではないのですがアナウンスはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 続いて3点目のご質問で、年末年始の教員の取り扱いについて。学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 12月29日から1月3日は、年末年始の休日、その他の日は通常勤務と聞いております。

○委員【菅原順子】 これは8月13から15日の学校閉庁日と同じ扱いということですか。

○学校教育課長【守屋康弘】 ではないです。

○教育長【鍛代英雄】 この6日間は、県の条例で休日と決まっていたよね。

○学校教育課長【守屋康弘】 はい。勤務を要しない日です。

○委員【菅原順子】 ありがとうございます。

○教育長【鍛代英雄】 それでは4点目、道徳でキャラバン方式をとっているということで、ほかの教科でも行っているかということ。教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 まず、道徳のキャラバン方式については、同じ教材を1人の教員が各クラス、例えば4クラスで同じ授業を行い、いろいろな教員がクラスに入り道徳の授業を行うものです。子どもたちにとってはいろいろな先生から教わるができる。教員にとっても、教材研究をした道徳の教材をより深く子どもたちに伝えることができるということで、その他の中学校でも実践していますし、小学校でもそのような取り組みをしてきた事例はございます。

ほかの教科につきましては、現在、私のほうでも特に承知はしていませんが、基本的に、成績等のことが絡んできますので、同じ教科の中でキャラバン方式というのはなかなか難しいかなと考えております。

同じような考え方としては、本市の取り組みとして、教科担当制を小学校で実施しておりますが、高学年を中心に、例えば理科をベテランの先生が全クラスを持つ、社会を若手の教員が持つ。みんなでお互いのクラスを持ち合うことで、それぞれのよさを子どもたちにも伝えていく。また、担当する専門教科の教材研究を深めていくという点では、キャラバン方式とは少し違いますが、同じような効果があると考えております。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 あと、教員の働き方改革にも関係しますが、負担軽減になる教材研究の共有化について、事例があれば。

○教育指導課長【石渡誠一】 現在の教科担当制についても、1つの教科、教材研究をする教科が減りますので、深く教材研究をできるかなと考えております。

また、教員が使用しているグループウェアの、a n d . Tというシステムがあるのですが、その中に共有キャビネット、市内の教員がそこにアクセスすれば、例えば誰かがつくった指導案とか教材を、そこから参考に取り寄せて、それをもとにできるというシステムが整っておりますので、そういった活用をしながら教材研究をより深く、ただ、それによって過度な負担にならないような対応を図っております。

○委員【菅原順子】 それは学校単位というよりも、市の学校全体で持っているキャビネットということですか。

○教育指導課長【石渡誠一】 そうです。学校の中でもそういった対応をしておりますが、市全体でも行えるということです。

○教育長【鍛代英雄】 よろしいですか。それでは最後に、広域幹線道路事業

関連の発掘調査の成果について、歴史文化担当課長。

○歴史文化担当課長【立花実】 今、調査を行っている範囲ですが、東名高速道路北側の、山裾の部分をやっております。主に市街化調整区域になっております。従来大がかりな土木工事が無い地域ですので、今回の広域幹線道路の工事で、今までにないぐらい広く、深く調査をしているということで、新たな発見も多々ございました。

大きなものでは、縄文時代の、特に石をたくさん使った住居や、石で囲った輪っかが累々と出てきていると。それは、大山がよく見えるふもとにございまして、縄文の人たちも大山が見える土地を意識的に選んで、そういうところで生活していたことがよくわかる事例になります。

それから古墳時代では、今まで本市ではなかった円と方が組み合った墳形の古墳が見つかりました。鎌倉時代、室町時代、戦国時代の中世については、大がかりな屋敷の跡、それから、恐らく平安時代から続くと思われる寺院と、寺院の前に池がつくられていて、庭園の形になっていたのではないかというような遺構が見つかっております。さらに、その寺院に行くための石敷きの道がつくられております。鎌倉時代の石敷きの道は、鶴岡八幡宮の前に段葛というものがございしますが、そういうもの以外にはほとんど見られないと伺っております。

私も伊勢原の遺跡にかかわってきて、それなりに理解をしているつもりではありましたが、やはり山裾の部分につきましては、それを超える成果といえますか、想定できなかったものが見つかっております。

成果については、まだ公表されていない部分もあります。今後、そういうものにつきましても、伊勢原の遺跡が導き出す歴史というものが深く理解されるようになるということで、それに期待していきたいと思っております。

以上です。

○委員【菅原順子】 ありがとうございます。

○教育長【鍛代英雄】 よろしいですか。ほかには。

○委員【重田恵美子】 今の関連ですが、その発掘調査の結果、それをもとに、三之宮郷土博物館なりを建設する予定なのでしょうか。

○歴史文化担当課長【立花実】 三之宮郷土博物館は、比々多神社さんがお持ちの博物館になります。そちらでは、比々多地区の過去の調査で出てきた資料などを保管、展示されています。今回の広域幹線道路に伴う調査の成果につきましては、県の教育委員会が所管をしておりますので、基本的には県の所属という形になります。

地元でそれを使いたい場合につきましては、地元教育委員会が所管がえをお願いすれば、地元に戻ってくるという手続になります。

○委員【重田恵美子】 そうしますと、ゆくゆくは県がそれを保管する何かを、伊勢原市内につくるかもしれないということですか。

○歴史文化担当課長【立花実】 そこは神奈川県の方になります。今、歴史系の博物館は横浜にございしますが、そういうところに展示をしていくのか、あるいは別のことを考えることもあるかもしれませんが、具体的には聞いてはおり

ません。

○委員【重田恵美子】 わかりました。

○教育長【鍛代英雄】 ほかには何かありますか。永井委員。

○委員【永井武義】 菅原委員の質問に関連してなのですが、みんなのトイレの実態について、現場の声がないのでわかりづらい部分もあるのですが、小中学校、それから公民館の中に各1カ所というのは、これはもう数がふえるとか減らすとかではなく、現状維持ということによろしいですか。

○教育長【鍛代英雄】 まずは学校の関係で、教育総務課長。

○教育総務課長【古清水千多歌】 基本的には、順次、学校のトイレを全面リニューアルとして改修しているところで、スペースが確保できれば、みんなのトイレは1つずつ、学校にはつくっていくつもりでおります。

○教育長【鍛代英雄】 公民館は、社会教育課長。

○社会教育課長【小谷裕二】 公民館も、今の答えと同じく、現在の和式トイレの洋式化を中心に改修を進めています。みんなのトイレとなりますと、別室で十分なスペースが必要になりますので、高部屋公民館のように大きなリニューアルの機会がないと、なかなか難しいと思っております、当面はこの1カ所という形で考えております。

以上です。

○教育総務課長【古清水千多歌】 先ほど部長からの報告の中で、平成29年度に中学校3校のトイレを全面リニューアルしているのですが、この中でスペースがとれたのが中沢中学校だけだったので、中沢中学校にはみんなのトイレを設置したという経過がございます。

○委員【永井武義】 学校訪問の際にでも見学させていただいて。見ないとわからないところもあるので。ありがとうございました。

○教育総務課長【古清水千多歌】 よろしく願います。

○教育長【鍛代英雄】 重田委員。

○委員【重田恵美子】 私も全くわかっていないのですが、「みんなのトイレ」と命名したのは、これはどういう意味からでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 教育部長。

○教育部長【谷亀博久】 たしか、神奈川県がつけていると思うのですが、要はバリアフリーということで、男の子、女の子、男性、女性、障害者、健常者、全ての方が使えるということで、例えば人工肛門等の方も、洗う機械も設置されていますので、みんなが使えるという意味で、県が「みんなのトイレ」という名前をつけています。

○教育長【鍛代英雄】 民間の店舗などでも設置しているところもあります。あと、伊勢原大神宮さんにもありますね。

ほか、よろしいでしょうか。渡辺委員。

○委員【渡辺正美】 先ほどありました、Society 5.0、学びのあり方に関して新たなものがまた出てきているのですが、具体的に、この学びのあり方をよりよく実現するために、これまでもいろいろ各学校で授業方法の改善や工夫

を進めてきているわけですが、新たなこととして、必要な人的保障をすとか、そのようなことが出されているのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

○教育長【鍛代英雄】 教育指導課長。

○教育指導課長【石渡誠一】 文部科学省での懇談会等を踏まえて、今後のイメージというものが示されているのですが、その内容は、新学習指導要領を踏まえていると認識しておりますので、学校教育担当部長は一般質問の中で、それに沿った対応をしていきますと答弁をされています。

今後はやはり、ICT機器等の活用に関わる指導の充実というところも入ってくるでしょうし、プログラミング教育等を通じて、そういった資質を育てていくことも考えているところでございます。

以上です。

○委員【渡辺正美】 わかりました。

○教育長【鍛代英雄】 よろしいでしょうか。

○委員【永井武義】 もう1点だけ。一般質問の米谷委員の質問に対する答弁の中で、飛散防止フィルムのごとが示されているのですが、これは家庭科室や理科室で張られていない教室のことを言うのか、全体の中で家庭科室と理科室が張られていないのか、その辺の状況を教えていただけますでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 教育総務課長。

○教育総務課長【古清水千多歌】 基本的には、窓ガラスとか、教室の境とか、ショーケースとか、いろいろなところにガラスがあるのですが、米谷議員の質問の内容は、家庭科室の食器棚にあるガラスについて張られていないということで、その部分について、順次確認をしながら張っていくということを考えております。

基本的な窓ガラス等については、既に強化ガラスであったり、フィルムが張ってあったりしております。

○委員【永井武義】 理解いたしました。

○教育長【鍛代英雄】 よろしいでしょうか。それでは進ませていただきます。

----- ○ -----
日程第3 議案第28号 伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長【鍛代英雄】 日程第3、議案第28号「伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」、教育部長から提案説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 議案書の1ページをごらんください。それから、きょう、机の上に配付させていただきました、公共施設使用料減免ガイドライン、こちらもごらんいただきたいと思います。

議案第28号につきましては、伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2

条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、先般の伊勢原市公民館条例の一部改正に伴い、休館日の変更等、その他の必要な改正を行うものです。

それでは、議案書20ページをお開きください。こちらの新旧対照表の条項に沿って、文言の整理や言い回しの訂正のような部分を除きまして、主な改正内容をご説明申し上げます。

まず20ページ、第3条、休館日があります。こちらは団体の活動時間を確保するため、開館日をふやします。中央公民館は、これまで第2・第4月曜日を休館としていましたが、月の最終月曜のみ休館といたします。これにより、中央公民館の開館日は年間でおおむね15日程度ふえることとなります。

さらに、大田公民館につきましては、これまで毎週月曜日を休館としていましたが、第1・第3月曜日を開館し、年間で21日程度開館日がふえることとなります。そのほかの公民館は変更ありません。

続きまして24ページ、8条の、使用の取り消しの手続についてでございます。中央公民館展示ホールの展示による長期利用など、申請書を提出して使用承認を受けた使用者が、その使用を取り消すときは、使用承認取消届が必要となる規定を追加してございます。

同じく24ページ、第10条、使用料の減免についてでございます。7月以降の各部屋の利用から使用料が発生しますが、公共性が高い利用等について、減免規定が適用されます。減免は限定的にするという基本方針のもと、お手元にお配りしている、公共施設使用料減免ガイドラインに沿って運用をいたします。

25ページをごらんください。公民館の減免規定について、こちらの条項を読ませていただきます。

減免には大きく2つございます。全額の減免か半額の減免かということでございます。まず全額の減免については、25ページの(1)市又は市が出資、若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用する場合。(2)市立の小学校、中学校又は保育所が、教育または保育活動のために使用する場合。(3)としまして、市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用する場合。(4)国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用する場合。ここまでが100分の100、全額減免でございます。

(5)からは100分の50、半額の減免ということになります。市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する場合。(6)市内の学校教育法に規定する県立学校若しくは私立学校、小規模保育事業を行う者、私立保育所、公私連携型保育所、認定こども園が、教育又は保育活動のために使用する場合。(7)第4号に定めるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業のために使用する場合。(8)伊勢原市体育協会若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催または主管する事業等のために使用する場合。(9)伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合。(10)主たる

構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用する場合。(11) その他委員会が特に必要と認める場合。こちらの減免率については全額か半額ということになります。

なお、減免を受けようとする者は、申請書の提出が必要となります。減免の対象は、教育活動や公益性のある活動に限定されるなど、活動内容によるため、基本的にはその活動の都度、提出が必要となります。

続きまして27ページの第11条、使用料の還付についてでございます。これまで、使用料については中央公民館の陶芸窯のみ徴収しており、その還付等を定めておりましたが、今後、部屋の使用料も発生しますが、条例上、使用料は前納であり、7日前までの取り消し申し出に対して承認したときは、全額還付いたします。ただし、7日前を過ぎての取り消し、無断キャンセルは、部屋を使用しなくても使用料をいただきます。

29ページでございます。表下の備考1に記載のとおり、大田公民館の1カ月当たりの申請件数は、コミュニティ防災センター講習室を合わせて4件までとなります。備考3では、1件の使用時間を4時間と定めています。

また、今回の改正では様式の改正も行っております。

資料の説明は以上ですが、公民館の使用申し込みの方法や流れは、基本的にはこれまでと変更はありません。ただし、使用料が発生するということとなりますので、申し込みが完了後、使用する公民館の券売機で使用券を購入し、窓口に出していただくこととなります。また、中央公民館展示ホールを展示目的で長期使用する場合は、納付書により納付していただくこととしております。

また、この有料化に当たりまして、来年2月から3月にかけて、各公民館で利用団体に対する説明会を開催する予定でございます。

説明は以上となります。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。

○委員【菅原順子】 27ページの遵守事項に、許可なく火気を使用し、又は危険物等を持ち込まないことというのが新しく追加される形になってはいますが、公民館の禁煙・喫煙状況について教えていただきたい。

○教育長【鍛代英雄】 社会教育課長。

○社会教育課長【小谷裕二】 たばこの関係ですが、公民館内での喫煙は全面禁止としております。ただし、公民館の建物外、一部に灰皿等を置いて、喫煙場所を指定しております。これは公民館敷地内ですが、建物の外となっております。

中央公民館ですと、正面玄関の脇、非常階段の上り口ですが、そこに喫煙スペースを設けております。

以上でございます。

○委員【菅原順子】 というのは、公民館ではありませんが、石田小学校について。石田小学校も校内はもちろん禁煙なのですが、外は許可されているということで、近隣の方から、たばこのポイ捨てがひどいという苦情を聞いております。そういうことは厳禁でお願いしますという張り紙がしてあったものですから、公

民館はどういうふうになっているのかなど。

そのあたりで何か問題が起きているというようなことはないですか。中央公民館に行くと、正面玄関の横で、喫煙されていらっしゃる風景はよく拝見するのですが、特に近隣で問題というのはないですか。

○教育長【鍛代英雄】 社会教育課長。

○社会教育課長【小谷裕二】 中央公民館ですと、すぐ脇に民家があるのですが、その煙が行くとか、灰が飛ぶとかいったことの苦情は、これまで聞いておりません。

○教育長【鍛代英雄】 ほかに何か。よろしいでしょうか。

ないようですので採決を行います。議案第28号「伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いします。

○委員長及び委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定しました。

----- ○ -----

その他事項

○教育長【鍛代英雄】 続きまして、その他ということですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

ないようですので、事務局から何かありますか。

特にないということですので、最後に、来月の定例会の日程をお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 来月は平成31年1月22日、火曜日、午前9時30分から、市役所3階の第3委員会室での開催となります。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

----- ○ -----

午前10時26分 閉会

平成30年12月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：平成30年12月25日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第3委員会室

開 会

議 事 日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第28号 伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正
する規則について

その他

閉 会

市議会 12月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】

No.	質問者	答弁の概要
1	中山 真由美 (1日目1番)	<p>発言の主題：1 公共施設のトイレの環境整備について (教育総務課、社会教育課)</p> <p>(1) 小中学校、公民館のトイレの最終改修年度とその内容について 小学校の最終改修年度は平成25年度で、竹園小学校東校舎のトイレ全面リニューアルを実施。内容は、洋式化、配管や照明器具、車いすに対応を含めたトイレブース等の改修です。 中学校の最終改修年度は平成29年度で、山王中学校3期校舎、成瀬中学校3期校舎、中沢中学校西校舎のトイレの全面リニューアルで、小学校と同じ内容です。 公民館の最終改修年度は平成29年度で、比々多公民館2階女子トイレ及び伊勢原南公民館2階女子トイレの洋式化への改修です。なお、今年度は、大山公民館のトイレの洋式化を計画しています。</p> <p>(2) それぞれの洋式、和式のトイレの占有率及び、みんなのトイレの設置数について 小学校は、洋式トイレが289箇所、和式トイレが295箇所、洋式トイレは全体の約49.5%。洋式トイレのうち、7箇所がみんなのトイレです。 中学校は、洋式トイレが149箇所、和式トイレが144箇所、洋式トイレは全体の約50.9%。洋式トイレのうち、2箇所がみんなのトイレとなっています。 公民館は、洋式トイレが23箇所、和式トイレが37箇所、洋式トイレは全体の約42.2%。みんなのトイレは高部屋公民館の1箇所です。</p> <p>(3) 洋式トイレやみんなのトイレを含めた今後の改修計画について 今後の改修計画は、第5次総合計画中期戦略事業プランでも位置付けているとおり、快適な環境の確保に向け、トイレのリニューアル工事を進めていきたいと考えます。 これまでは、校舎棟のトイレ改修を中心に実施してきましたが、今年度実施している設計業務からは、避難所としての利用、また、学校からの要望などを踏まえ、体育館のトイレも含めたりリニューアルを進めていきたいと考えます。 なお、今年度は、比々多小学校2期東校舎、成瀬小学校3期校舎に、それぞれの体育館を加えたトイレ改修工事に向けた設計を、来年度以降に工事を実施していきたいと考えています。 公民館については、今後も着実に洋式化を進めていきます。</p>

2	田中 志摩子 (1日目3番)	<p>発言の主題：1 動物愛護の取組について (教育指導課)</p> <p>(3)人と動物の共生社会の実現に向けて 学校では、理科で生物の誕生や成長、体のつくり等を学ぶとともに生物を育てることを通して、生物を愛護する態度を養うこととしております。生活科では、動物を飼ったり育てたり、動物とふれあったりする活動に取り組み、生き物への関心や親しみを持ち、大切にしようとする態度を養い、さらに道徳科を通して生命の尊さや自然愛護について考えを深めるようにしています。 また、校外学習等で動物とのふれあいができる施設を訪れたり動物を飼育している方の話を伺ったり、巡回で動物とのふれあいの場を設ける等の活動を取り入れている学校もあります。 最近では、動物愛護の観点から書かれた児童向けの図書も多くあり、これらを学習の中で読んだり、読書感想文を書く際に薦められて読んだりすることもあります。 これらの教育活動については、各学校の児童生徒の実態に応じて取り組んでおり、今後も新たな事業が展開された場合には、それらを学校の教育活動に合わせ取り入れていくことになると思います。 今後も、学校の教育活動全体を通して、生物を愛護する態度や生命を大切にしようとする態度を養うよう取り組んでいきます。</p>
3	橋田 夏枝 (1日目4番)	<p>発言の主題：1 障がい児の環境改善を目指して (教育指導課)</p> <p>(1)インクルーシブ教育の拡充について 2020年度から 県立高校改革実施計画がⅡ期に入り、これまで3校だったインクルーシブ教育実践推進校が新たに11校指定されます。伊勢原市からの通学地域となる該当校は、県立二宮高等学校、県立伊勢原高等学校、県立足柄高等学校の3校です。 新たな特別募集による志願ということから、教職員対象の説明会には、伊勢原市より教育委員会職員、中学校及び小学校職員も参加しました。また、教職員対象のインクルーシブ教育実践校見学会が、1月に開催される予定となっていることから、現在周知を行っております。 生徒や保護者への周知については、県インクルーシブ推進課の作成した「県立高校で共に学びませんか」というリーフレットを11月に中学校1・2年全員に配布しました。 さらに、平成31年1月16日(水)には伊勢原市民文化会館で保護者向け説明会の開催が予定されており、チラシやポスターを中学校へ配布し周知を図っています。</p>

5	土山 由美子 (2日目1番)	<p>発言の主題：1 学習に困難のある児童への支援について (教育センター)</p> <p>(1) 読み書きに困難のある児童について 読み書きに困難のある児童が学校にいる状況は把握していますが、正確な人数については把握していません。発達のゆっくりな児童や、多動傾向など他の様々な状況を抱えた児童もおり、どの学級にも数名、個別対応が必要な児童がいる状況です。 各学校では、教員の気づきや、本人の訴え、保護者からの訴え等により、読み書きに困難のある児童がいることも把握しています。また、診断を受けている場合や、就学相談等で事前に把握できている場合等もあります。 指導や支援の方法としては、一斉授業では、教科書を大きく画面に映して、指でさしながら一緒に読んだり、大事な言葉を色の線で囲む等、提示の仕方を工夫しています。どの児童にとっても見やすく、読みやすいように、ユニバーサル・デザインの考え方を取り入れて、提示する等の工夫もあります。さらに、読みやすいように指を添える等して、個別に読み聞かせをすることもあります。</p> <p>●音声教材の導入について 教室内で使用する場合には、パソコンやタブレット等の機器が必要となりますが、伊勢原市では、個別に教室で使用するための機器は配置できていない状況のため、今後は、児童のニーズを踏まえ、機器の整備も含め、対応について検討していきたい。</p> <p>(2) ことばの教室、まなびの教室について 通級教室は、通常の学級に在籍している児童のうち、保護者の申込みを受け、特別な指導が必要と認められる児童に対し指導を行う教室です。 なお、言葉の発達に課題のある児童を対象とする「ことばの教室」には、9月1日現在、28人が通っています。 集団行動やコミュニケーションに課題のある児童が通う「まなびの教室」には、9月1日現在、37人が通っています。</p> <p>●他の学校への拡大について 「まなびの教室」における指導が必要と思われる児童は、年々増加傾向にあり、平成29年度は、桜台小学校に1教室増設し、3教室で対応しています。現在は、桜台小学校1校への設置となっておりますが、「第5次総合計画基本計画中期戦略事業プラン」では、平成32年度に2校4教室とする計画としています。 引き続き、保護者の負担軽減を図る中、必要としている児童に適切な指導に適切な指導を行うことができるよう努めます。</p>
---	-------------------	--

6

八島 満雄
(2日目2番)

発言の主題：2 「学校の働き方改革」について (学校教育課)

(1)平成28年度教員勤務実態調査からの課題について

文部科学省が平成28年10月、11月にわたり、小中学校各200校に対して実施した、教員の勤務実態の調査によると、平日1日あたり、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分で、平成18年度と同調査と比較して、それぞれ43分、32分増加しており、勤務時間が増加した理由として、①若年教員の増加、②総授業時数の増加、③中学校における部活動時間の増加等が挙げられています。これらの結果から、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、執務環境を整備するとともに、限られた時間の中で最大限の効果を上げることができるような働き方を進める必要があると認識しています。

そのためには、業務が集中している教諭の業務量や校務分掌の数を削減するとともに、校長や服務監督権者である教育委員会は、教職員の意識改革を図るための取組を進める必要があると考えます。

(2)教職員の長時間勤務の業務について

本市では、学校職員安全衛生委員会等で、教職員の勤務の実態について検討し実施しました。また、校長会等でも、学校閉庁日について検討し今年度試行を行いました。

学校における工夫として、小中学校における道徳授業では、学年全体でいわゆる「キャラバン方式」による授業を取り入れることで、教材研究にかかる時間の短縮を図りました。また、県からの加配教員や市の非常勤講師等が専科指導を行うことで、一人一人の教員の担当授業のコマ数の削減を図っています。しかし、加配教員の数には限りがありますので、さらなる加配を国や県に求めていく必要があると考えます。

(3)本市の「学校の働き方改革」での取組について

本市では、本年8月13日から15日までの3日間、教職員の健康増進と休暇取得促進を図るため学校閉庁日を試行し、夏季休暇や年次休暇等の取得を推奨し、原則として部活動も休みとする期間としました。実施後の各学校への調査によると、約9割の教職員が夏季休暇や年次休暇等を取得することができたという結果であったことから、来年度も引き続き実施したいと考えております。現在、教育委員会では、教員の担うべき業務に専念できる環境づくり、部活動における負担軽減、教職員の働き方の見直し、学校現場支援体制の強化等についての具体的な取組を定める基本方針の策定に向けて研究を進めています。

7	米谷 政久 (2日目3番)	<p>発言の主題：3 公共施設の非構造部材等の耐震対策について (教育総務課)</p> <p>(1) <u>現在の取組状況について</u> 学校施設については、文部科学省が作成いたしました「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」の中で、非構造部材の耐震化に向けた点検及び対策の実施方法が示されています。 調査は、まず、学校の教職員が、天井材や外装材、内装材、照明器具等、構造体と区分された非構造部材やテレビ、収納棚、ピアノ等について、A（異常は認められない）、B（異常かどうか判断がつかない）、C（明らかな異常が認められる）という基準に基づきチェックを行い、その結果を受け、教育委員会では、B評価、C評価の箇所について再点検を行います。平成29年度の点検結果で改善が必要と判断した箇所は、小学校で2箇所ありましたが、既に対策を終了しています。 また、飛散防止フィルムが貼られていない家庭科室や理科室等の棚のガラスについては、計画的に飛散防止フィルムを貼り付け、ガラスの飛び散りによるけがの防止策を講じる予定です。</p> <p>(2) <u>今後の対策について</u> 今後も、児童生徒の安全確保の観点から、引き続き学校と連携を図りながら、日常点検や定期的な点検を行うとともに、異常箇所の早期発見に努め、施設の適正な維持管理に努めていきたい。</p>
8	斉藤 裕樹 (3日目5番)	<p>発言の主題：1 Society5.0の実現について (教育指導課)</p> <p>再質問</p> <p>(1) <u>本市の認識について</u> (Society5.0における「学びの在り方」について、現状と今後の展望をどのように捉えているか。) 平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画には、Society5.0の実現に向け、教育の力の果たす役割が大きいとされており、全ての子ども達にSociety5.0時代に求められる基礎的な力を確実に習得させる必要があります。 教育委員会では、平成32年度から小学校、平成33年度から中学校で全面実施となる新学習指導要領について着実な実施に向け準備を進めているが、今後も語彙の理解、文章の構造的な把握、読解力、計算力や数学的な思考力等、基礎的学力の定着を重視した新学習指導要領の確実な習得を図るため、個別最適化された振り返り学習等、指導法の改善や効果的な指導を支える教材、ICT環境の整備等に取り組み、学習支援の充実を図ります。</p> <p>・Society5.0: 国の第5期科学技術基本計画において提唱された、我が国がめざすべき未来社会の姿。IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、今までにないあらたな価値を生み出すことで、課題や困難を克服する社会のこと。</p>

9	川添 康大 (3日目2番)	<p>発言の主題：2 LGBT (SOGI) 施策の推進について (教育指導課)</p> <p>(1) この間の取組状況について イ 学校の取組について 教育委員会及び各学校において、性的マイノリティ(LGBT)の児童生徒が安心して過ごせる学校づくりに向けた継続的な取組を行ってきました。 具体的な例としては、広報用チラシやポスター掲示等による啓発活動、LGBTに関する書籍を全小中学校へ配布(平成29年度)を行いました。 今年度の教職員対象の人権研修会では、講師を招聘してLGBTに関する理解を深め、人権意識を高める取組を行いました。 また、教育活動全般を通じて、積極的な児童生徒への理解の推進や教育相談、相談先の配布等を行い、誰もが安心して相談しやすい体制を構築しました。また、養護教諭による性の多様性に関する指導事例もあります。 各学校では、自分の大切さを認めるとともに、他の大切さを認めることができるような人権感覚の育成を目指しています。 教育委員会としては、各学校において、安心して「カミングアウト」できる環境づくり、「カミングアウト」しなくても安心できる環境づくりがなされるよう指導、支援していきたいと考えています。</p>
10	国島 正富 (3日目3番)	<p>発言の主題：1 第5次総合計画後期基本計画中期戦略事業プラン「新たな土地利用等による都市の活力向上プロジェクト」の具体的な取組課題について (教育総務課・歴史文化担当)</p> <p>(2) 遺跡発掘調査に伴う工期への影響と発掘後の観光利用について 本年夏の文化財保護法の改正では、今後の人口減少社会において地域の文化財の継承を図るため、より積極的に文化財の活用を進めていく方針が示されました。その中では、観光分野で文化財の活用を図り、地域活性化につなげていくことも視野に入れられています。 平成25年に改正しました伊勢原市文化財保護条例では、一足早く文化財の保存に加え、活用を重視し、まちづくりへ生かすことを位置づけています。また、平成28年に策定した伊勢原市歴史文化基本構想でも、地域の歴史文化を確実に継承しながら、地域の活性化につなげていくことを目指しています。 現在実施されている広域幹線道路事業に伴う発掘調査は規模が大きく、また、これまで調査実績のない区域を主な対象としているため、従来にない成果が上げられています。しかし、現在は工事の早期完成に向け、現場での調査を最優先としていることから、成果がまとまるまでは、まだ相当の時間がかかると聞いています。 そうした発掘調査成果を活用する拠点として、郷土資料館等を整</p>

		<p>備することは、より多くの方々に伊勢原の歴史を体験してもらうことができ、さらに、活用事業の計画的、継続的な実施、地域の方々との協働による多角的な取組など、活用事業の充実と広がりを期待することができます。</p> <p>しかし、現下の厳しい財政状況から、郷土資料館を直ちに整備する状況にはなく、御提案のありました三之宮郷土博物館の充実につきましては、比々多地区の観光振興など地域の活性化を図る中で研究をさせていただきたいと存じます。</p>
--	--	---

伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

伊勢原市公民館条例施行規則（昭和54年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規程により提案する。

平成30年12月25日

伊勢原市教育委員会
教育長 鍛代英雄

伊勢原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢原市公民館条例施行規則（昭和54年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の規定に基づき、条例」を削り、「定める」を「定めるものとする」に改める。

第2条の見出しを「（使用時間）」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「利用時間」を「使用時間」に改め、同項を同条とする。

第3条第1項中「公民館」を「伊勢原市公民館（以下「公民館」という。）」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号ただし書中「、第1月曜日及び第3月曜日は」を「月の最終月曜日を除き開館し、伊勢原市立大田公民館にあっては第1月曜日及び第3月曜日を」に改め、同条第2項中「委員会」を「教育委員会（以下「委員会」という。）」に、「、又は、臨時に」を「、又は臨時に」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号中「利用」を「使用」に改め、同項第4号中「利用条件」を「使用条件」に改める。

第5条第1項中「利用承認」を「使用の承認」に、「という。）で」を「という。）は」に改め、「に基づき、伊勢原市公共施設利用予約システムを利用して公民館の利用申込等手続を行おうとする者は、同規則」を削る。

第6条を次のように改める。

（使用承認申請）

第6条 申請者は、伊勢原市立公民館使用承認申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公民館の使用の申請は、運用規則第2条

第 2 号に規定する公共施設利用予約システムにより行うことができる。この場合における当該申請の手続は、次項に定めるものを除き、運用規則の定めるところによる。

3 前 2 項の規定による申請は、別表に定めるところによる。

第 7 条の見出しを「（使用の承認）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

館長は、前条第 1 項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、承認すべきものと認めるときは、伊勢原市立公民館使用承認書（第 3 号様式。以下「承認書」という。）により申請者に通知するものとする。ただし、前条第 2 項の規定による申請に係る承認は、運用規則の定めるところによる。

第 7 条第 2 項中「利用の承認」を「前項本文の規定による使用の承認」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（使用の取消しの手続）

第 8 条 第 6 条第 1 項の申請書を提出し、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用を取り消すときは、使用日の 7 日前までに伊勢原市立公民館使用承認取消届（第 4 号様式）に承認書を添えて、館長に届け出なければならない。

第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条の見出しを「（管理上の入室）」に改め、同条中「利用者が利用している」を「使用されている」に、「立ち入らせる」を「入室させる」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条中「利用者」を「使用者」に改め、同条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 許可なく火気を使用し、又は危険物等を持ち込まないこと。

(4) 許可なく広告の掲示その他これに類する行為をしないこと。

第11条に次の2号を加える。

(5) 使用後の清掃、整頓、火気取締り等を十分すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な事項を守り、係員の指示に従うこと。

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「、使用料」を「使用料」に、「伊勢原市立公民館附属設備使用料還付申請書（第7号様式）」を「伊勢原市立公民館使用料還付申請書（第8号様式）」に改め、同条第2項中「伊勢原市立公民館附属設備使用料還付決定通知書（第8号様式）」を「伊勢原市立公民館使用料還付決定通知書（第9号様式）」に、「その旨を当該申請者」を「使用者」に改め、同条第3項第2号中「既納の使用料の100分の50に相当する額」を「委員会がその都度定める額」に改め、同項第3号を削り、同条を第11条とする。

第9条第1項中「伊勢原市立公民館附属設備使用料減免申請書（第5号様式）」を「伊勢原市立公民館使用料減免申請書（第6号様式）」に改め、同条第2項中「伊勢原市立公民館附属設備使用料減免決定通知書（第6号様式）」を「伊勢原市立公民館使用料減免決定通知書（第7号様式）」に改め、同条第3項中各号を次のように改める。

(1) 市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用する場合 100分の100に相当する額

(2) 市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用する場合 100分の100に相当する額

(3) 市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、

社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用する場合 100分の100に相当する額

(4) 国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用する場合 100分の100に相当する額

(5) 市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する場合 100分の50に相当する額

(6) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する県立学校若しくは私立学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者、同法第35条第4項の規定による認可を得て設置された私立保育所、同法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園が教育又は保育活動のために使用する場合 100分の50に相当する額

(7) 第4号に定めるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業等のために使用する場合 100分の50に相当する額

(8) 伊勢原市体育協会若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合 100分の50に相当する額

(9) 伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合 100分の50に相当する額

(10) 主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用

する場合 100分の50に相当する額

(11) その他委員会が特に必要と認める場合 前各号の規定に準じた額

第9条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(使用の承認の取消し等)

第9条 館長は、条例第7条の規定によりその使用条件を変更し、使用の承認を取り消し、又はその使用を停止等制限するときは、伊勢原市立公民館使用承認取消等通知書(第5号様式)により使用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合については、この限りでない。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

区 分		申請期間	1か月当たりの申請件数
伊勢原市立公民館	抽選申込をする場合（登録申請公民館のみ）	使用しようとする日の属する月の3月前の1日から同月末まで	4件まで
	随時使用申請をする場合	使用しようとする日の属する月の1月前の1日から使用日前日まで	1館当たり4件まで
伊勢原市立中央公民館	展示ホール 展示を目的として使用する 場合	使用しようとする日の属する月の6月前の1日から使用日前日まで	

備考

- 1 大田公民館の1か月当たりの申請件数は、伊勢原市コミュニティ防災センター条例施行規則（昭和57年伊勢原市規則第6号）第5条の規定による申請（防災知識の修得のために使用する場合以外の申請に限る。）の件数を含む。
- 2 随時使用申請をする場合における1か月当たりの申請件数は、抽選申込のうち第7条第1項の規定による使用の承認を受けた件数を含む。
- 3 申請1件当たりの使用時間は、4時間までとする。ただし、伊勢原市立中央公民館での展示目的での展示ホールの使用及び

館長が必要と認めるときは、この限りでない。

第2号様式中「伊勢原市立公民館利用承認申請書」を「伊勢原市立公民館使用承認申請書」に、「利用したい」を「使用したい」に、「利用目的」を「使用目的」に、「利用日時」を「使用日時」に、「利用室名」を「使用室名」に、「中央公民館陶芸釜使用」を「中央公民館陶芸釜の使用」に、「中央公民館大型移動壁利用」を「中央公民館大型移動壁の使用」に、「利用条件」を「使用条件」に改める。

第3号様式から第8号様式までを次のように改める。

第2号様式 (第6条関係)

伊勢原市立公民館使用承認申請書

年 月 日															
伊勢原市立 公民館館長 殿															
次のとおり 公民館を使用したいので申請します。															
申 請 者	団 体 名	カード番号													
	氏 名	電 話 番 号													
	住 所														
使用目的 (具体的に)															
使 用 日 時										使用室名	予定人員				
月	日 ()	時	~	時											
月	日 ()	時	~	時											
月	日 ()	時	~	時											
月	日 ()	時	~	時											
中央公民館陶芸窯の使用 (有・無)							中央公民館大型移動壁の使用 (有・無)								
使用条件															
上記のとおり承認してよろしいか。															
押 印 欄							公印使用	受 付	.	.					
								決 裁	.	.					
							.	.	施 行	.	.				

※太枠の中のみ記入してください。

第3号様式（第7条関係）

伊勢原市立公民館使用承認書

年 月 日				
様				
次のとおり承認します。		伊勢原市立 公民館館長 印		
申請者	団体名		カード番号	
	氏名		電話番号	
	住所			
使用目的(具体的に)				
使	用	日	時	時
月	日()	時	時	時
月	日()	時	時	時
月	日()	時	時	時
月	日()	時	時	時
小計①				
附属設備使用の有無				附属設備 使用料
中央公民館陶芸窯の使用（有・無）				
中央公民館大型移動壁の使用（有・無）				/
小計②				
通常使用料 (①+②)				
減免額				
使用料合計				

使用条件

第4号様式（第8条関係）

伊勢原市立公民館使用承認取消届

年 月 日																															
伊勢原市立 公民館館長 殿																															
次のとおり 公民館の使用の承認を取り消したいので次のとおり届出します。																															
届 出 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">団 体 名</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">カ ー ド 番 号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> <td>電 話 番 号</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>	団 体 名		カ ー ド 番 号								氏 名		電 話 番 号								住 所									
	団 体 名		カ ー ド 番 号																												
	氏 名		電 話 番 号																												
住 所																															
取消理由(具体的に)																															
使 用 承 認 日 時																															
月 日 () 時 ~ 時	使用室名 予定人員																														
月 日 () 時 ~ 時	使用室名 予定人員																														
附属設備の使用																															
中央公民館陶芸窯の使用 (有・無)	中央公民館大型移動壁の使用 (有・無)																														
上記のとおり承認してよろしいか。																															
押 印 欄	公印使用	受 付																													
		決 裁																													
		施 行																													

※太枠の中のみ記入してください。

第6号様式 (第10条関係)

伊勢原市立公民館使用料減免申請書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

申請者 住所
氏名

伊勢原市立 公民館の使用料について、次のとおり減免を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日 時 ~ 時	
使用目的		
使用料区分	<input type="checkbox"/> 公民館施設使用料 <input type="checkbox"/> 陶芸窯使用料	
減免の理由		減免額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用する場合 (第10条第3項第1号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用する場合 (第10条第3項第2号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用する場合 (第10条第3項第3号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用する場合 (第10条第3項第4号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する場合 (第10条第3項第5号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の県立学校、私立学校、私立保育所又は認定こども園が教育又は保育活動のために使用する場合 (第10条第3項第6号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	第10条第3項第4号に定めるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業等のために使用する場合 (第10条第3項第7号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市体育協会若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合 (第10条第3項第8号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合 (第10条第3項第9号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用する場合 (第10条第3項第10号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	その他 (理由を簡潔にご記入ください)	上記に準じた額
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない (理由)	
決定減免額	円	
上記のとおり減免してよろしいか		
押印欄	受付	
	決裁	
	施行	

※ 太枠の中のみ記入してください

(注)伊勢原市が共催する場合は、共催名義使用承認通知書の写しを必ず添付してください。

伊勢原市立公民館使用料減免決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市教育委員会 印

伊勢原市立 公民館の使用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない (理由)	
決定減免額	円	
使用日時	年 月 日 時 ~ 時	
使用料区分	<input type="checkbox"/> 公民館施設使用料 <input type="checkbox"/> 陶芸窯使用料	
減免の理由		減免額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用する場合 (第10条第3項第1号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用する場合 (第10条第3項第2号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用する場合 (第10条第3項第3号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用する場合 (第10条第3項第4号)	100分の100に相当する額
<input type="checkbox"/>	市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する場合 (第10条第3項第5号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	市内の県立学校、私立学校、私立保育所又は認定こども園が教育又は保育活動のために使用する場合 (第10条第3項第6号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	第10条第3項第4号に定めるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業等のために使用する場合 (第10条第3項第7号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市体育協会若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合 (第10条第3項第8号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合 (第10条第3項第9号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用する場合 (第10条第3項第10号)	100分の50に相当する額
<input type="checkbox"/>	その他 (理由)	

(注) この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第8号様式(第11条関係)

伊勢原市立公民館使用料還付申請書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

申請者 住所
氏名

伊勢原市立 公民館の使用料について、次により還付を受けたいので申請します。

申請の理由		
使用承認済日	年 月 日	時 ~ 時
使用区分	<input type="checkbox"/> 公民館施設使用料	<input type="checkbox"/> 陶芸窯使用料
還付方法	<input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 口座(銀行名 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/>)	
還付の理由		還付額
<input type="checkbox"/>	災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき (第11条第3項第1号)	全額
<input type="checkbox"/>	使用者が使用日の7日前までに使用の取消し又は変更の申出をし、市長がこれを承認したとき (規則第11条第3項第1号)	全額
<input type="checkbox"/>	その他(理由を簡潔にご記入ください)	委員会がその都度定める額
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない(理由 <input type="checkbox"/>)	
既納額		円
還付額		円
変更後の使用料		円
差引額		円
上記のとおり還付してよろしいか		
押印欄	受付	
	決裁	
	施行	

※ 太枠の中のみ記入してください

様式に次の 1 様式を加える。

伊勢原市立公民館使用料還付決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市教育委員会 印

伊勢原市立 公民館の使用料の還付について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 還付する <input type="checkbox"/> 還付しない (理由)	
還 付 金 額	円	
使用承認済日時	年 月 日 時 ~ 時	
使 用 区 分	<input type="checkbox"/> 公民館施設使用料 <input type="checkbox"/> 陶芸窯使用料	
還付の理由		還付額
<input type="checkbox"/>	災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき (第11条第3項第1号)	全額
<input type="checkbox"/>	使用者が使用日の7日前までに使用の取消し又は変更の申出をし、委員会がこれを承認したとき (第11条第3項第1号)	全額
<input type="checkbox"/>	その他委員会が特に必要があると認めるとき (第11条第3項第2号) (理由)	
既 納 額	円	
還 付 額	円	
変更後の使用料	円	
差 引 額	円	

(注) この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号ただし書の改正規定、第6条の改正規定、附則の次に別表を加える改正規定及び第2号様式の改正規定は平成31年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の伊勢原市公民館条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第6条の規定による使用承認申請その他の新規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表 (1 / 11)

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、伊勢原市公民館条例（昭和54年伊勢原市条例第10号。以下「条例」という。）<u>第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。</u></p> <p>(開館時間等)</p> <p>第2条 <u>伊勢原市公民館（以下「公民館」という。）の開館時間は、条例第9条の規定による。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間等を短縮又は延長することができる。</u></p> <p>3 <u>条例第9条の利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 <u>公民館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 毎週月曜日。ただし、伊勢原市立中央公民館にあっては、<u>第1月曜日及び第3月曜日は開館するものとする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、休館日に開館し、又は、臨時に休館することができる。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第4条 次に掲げる委員会の権限</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、伊勢原市公民館条例（昭和54年伊勢原市条例第10号。以下「条例」という。）<u>の施行について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(使用時間)</p> <p>第2条</p> <p>条例第9条の使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 <u>伊勢原市公民館（以下「公民館」という。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 毎週月曜日。ただし、伊勢原市立中央公民館にあっては<u>月の最終月曜日を除き開館し、伊勢原市立大田公民館にあっては第1月曜日及び第3月曜日を</u>開館するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第4条 次に掲げる委員会の権限</p>

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表 (2 / 11)

現 行	改 正 案
<p>は、公民館の長（以下「館長」という。）に委任する。</p> <p>(1) 条例第3条の規定により利用を承認すること。</p> <p>(2) 条例第4条の規定により利用を承認しないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 条例第7条の規定により、<u>利用条件</u>の変更及び承認の取消し並びに停止等制限すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用団体登録)</p> <p>第5条 条例第3条の規定により、公民館の<u>利用承認</u>を受けようとする者（以下「申請者」という。）で、伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則（平成18年伊勢原市教育委員会規則第6号。以下「運用規則」という。）に基づき、<u>伊勢原市公共施設利用予約システムを利用して公民館の利用申込等手続を行おうとする者は、同規則第3条第2項に規定する伊勢原市公共施設利用予約システム利用者登録申請書及び公民館利用団体の活動状況調（第1号様式）を館長に提出し、利用団体登録を受けなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用承認申請)</p> <p>第6条 <u>条例第3条の規定により、申請者は、次の表の定めるところにより、伊勢原市立公民館利用承認申請書（第2号様式）を館長に提出しなければならない。</u></p>	<p>は、公民館の長（以下「館長」という。）に委任する。</p> <p>(1) 条例第3条の規定により<u>使用</u>を承認すること。</p> <p>(2) 条例第4条の規定により<u>使用</u>を承認しないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 条例第7条の規定により、<u>使用条件</u>の変更及び承認の取消し並びに停止等制限すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用団体登録)</p> <p>第5条 条例第3条の規定により、公民館の<u>使用の承認</u>を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則（平成18年伊勢原市教育委員会規則第6号。以下「運用規則」という。）第3条第2項に規定する伊勢原市公共施設利用予約システム利用者登録申請書及び公民館利用団体の活動状況調（第1号様式）を館長に提出し、<u>利用団体登録を受けなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用承認申請)</p> <p>第6条 <u>申請者は、伊勢原市立公民館使用承認申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）を館長に提出しなければならない。</u></p>

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表 (3 / 1 1)

現 行	改 正 案												
<p>式。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。ただし、運用規則に基づき利用申請をしたものは、この限りではない。</p> <p>2 <u>利用申請のできる件数は、月に4回以内とし、1回あたりの利用時間は、4時間以内とする。ただし、伊勢原市立中央公民館の展示目的での展示ホールの利用及び館長が必要と認めるときは、この限りではない。</u></p>	<p><u>い。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、公民館の使用の申請は、運用規則第2条第2号に規定する公共施設利用予約システムにより行うことができる。この場合における当該申請の手続は、次項に定めるものを除き、運用規則の定めるところによる。</u></p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="288 869 630 947">施設名等</th> <th data-bbox="630 869 770 947">申請期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="288 947 416 1077">伊勢原市立公民館</td> <td data-bbox="416 947 630 1361">講演会等に利用する場合</td> <td data-bbox="630 947 770 1361">利用しようとする日の属する月の3月前の1日から利用日前日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="416 1361 630 1787">抽選申込をする場合（登録申請公民館のみ）</td> <td data-bbox="630 1361 770 1787">利用しようとする日の属する月の3月前の1日から同月末まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="416 1787 630 1917">随時利用申込をする場合</td> <td data-bbox="630 1787 770 1917">利用しようとする日</td> </tr> </tbody> </table>	施設名等		申請期間	伊勢原市立公民館	講演会等に利用する場合	利用しようとする日の属する月の3月前の1日から利用日前日まで		抽選申込をする場合（登録申請公民館のみ）	利用しようとする日の属する月の3月前の1日から同月末まで		随時利用申込をする場合	利用しようとする日	
施設名等		申請期間											
伊勢原市立公民館	講演会等に利用する場合	利用しようとする日の属する月の3月前の1日から利用日前日まで											
	抽選申込をする場合（登録申請公民館のみ）	利用しようとする日の属する月の3月前の1日から同月末まで											
	随時利用申込をする場合	利用しようとする日											

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表 (4/11)

現 行			改 正 案
		の属する月の1月前の1日から利用日前日まで	
伊勢原市立中央公民館	展示ホール	展示を目的として利用する場合	利用しようとする日の属する月の6月前の1日から利用日前日まで
<p>(利用承認)</p> <p>第7条 前条の申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を検討し、<u>適当と認めるものには、伊勢原市立公民館利用承認書(第3号様式)を交付する。</u></p> <p>2 <u>利用の承認は、申請の順序によりこれを決定するものとし、2以上の申請が同時に行われた場合には、当該申請者の協議又は抽選によりこれを決定するものとする。ただし、公共又は公用その他委員会が特に必要と認</u></p>			<p>3 <u>前2項の規定による申請は、別表に定めるところによる。</u> (使用の承認)</p> <p>第7条 <u>館長は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、承認すべきものと認めるときは、伊勢原市立公民館使用承認書(第3号様式。以下「承認書」という。)により申請者に通知するものとする。ただし、前条第2項の規定による申請に係る承認は、運用規則の定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>前項本文の規定による使用の承認は、申請の順序によりこれを決定するものとし、2以上の申請が同時に行われた場合には、当該申請者の協議又は抽選によりこれを決定するものとする。ただし、公共又は公用その他委</u></p>

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表 (5 / 11)

現 行	改 正 案
<p>めたときは、この限りでない。</p> <p><u>(利用承認の取消等の通知)</u></p> <p><u>第8条 条例第7条の各号の1に該当するときは、館長は、伊勢原市立公民館利用承認取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第9条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、伊勢原市立公民館附属設備使用料減免申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、<u>伊勢原市立公民館附属設備使用料減免決定通知書(第6号様式)</u>によりその旨を当該申請者に通知するものとする</p> <p>3 条例第11条の規定による使用料の減免は、次の各号のい</p>	<p>員会が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p><u>(使用の取消しの手続)</u></p> <p><u>第8条 第6条第1項の申請書を提出し、使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用を取り消すときは、使用日の7日前までに伊勢原市立公民館使用承認取消届(第4号様式)に承認書を添えて、館長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(使用の承認の取消し等)</u></p> <p><u>第9条 館長は、条例第7条の規定によりその使用条件を変更し、使用の承認を取り消し、又はその使用を停止等制限するときは、伊勢原市立公民館使用承認取消等通知書(第5号様式)により使用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合については、この限りでない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第10条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、伊勢原市立公民館使用料減免申請書(第6号様式)に必要な書類を添えて委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、<u>伊勢原市立公民館使用料減免決定通知書(第7号様式)</u>により使用者に通知するものとする。</p> <p>3 条例第11条の規定による使用料の減免は、次の各号のい</p>

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表 (6 / 11)

現 行	改 正 案
<p>れかに該当する場合に、当該各号に定める額により行うものとする。</p> <p>(1) <u>市が主催する行事等のために使用する場合 100分の100に相当する額</u></p> <p>(2) <u>伊勢原市立の学校等が自らの行事等のために使用する場合 100分の100に相当する額</u></p> <p>(3) <u>市が共催する行事のために使用する場合 100分の50に相当する額</u></p> <p>(4) <u>国、地方公共団体又は市内の県立学校が主催する行事等のために使用する場合 100分の50に相当する額</u></p> <p>(5) <u>第2号に該当しない学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の私立学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する市内の私立保育園が自らの行事のために使用する場合 100分の50に相当する額</u></p> <p>(6) <u>その他委員会が特に必要があると認める場合 前各号の規定に準じた額</u></p>	<p>れかに該当する場合に、当該各号に定める額により行うものとする。</p> <p>(1) <u>市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が主催する事業等のために使用する場合 100分の100に相当する額</u></p> <p>(2) <u>市立の小学校、中学校又は保育所が教育又は保育活動のために使用する場合 100分の100に相当する額</u></p> <p>(3) <u>市内の地域自治若しくは地域安全関係団体、社会福祉関係団体、社会教育推進団体又はスポーツ若しくは健康づくり推進団体が公益性のある事業等のために使用する場合 100分の100に相当する額</u></p> <p>(4) <u>国又は神奈川県が行政上必要な説明会等のために使用する場合 100分の100に相当する額</u></p> <p>(5) <u>市又は市が出資若しくは出捐する市内の法人が共催する事業等のために使用する場合 100分の50に相当する額</u></p> <p>(6) <u>市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する県立学校若しくは私立学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第</u></p>

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表 (7 / 11)

現 行	改 正 案
	<p><u>6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者、同法第35条第4項の規定による認可を得て設置された私立保育所、同法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園が教育又は保育活動のために使用する場合 100分の50に相当する額</u></p> <p><u>(7) 第4号に定めるものを除き、国又は神奈川県が主催する事業等のために使用する場合 100分の50に相当する額</u></p> <p><u>(8) 伊勢原市体育協会若しくは同加盟団体、伊勢原市スポーツ少年団又は伊勢原市レクリエーション協会若しくは同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合 100分の50に相当する額</u></p> <p><u>(9) 伊勢原市文化団体連盟又は同加盟団体が主催又は主管する事業等のために使用する場合 100分の50に相当する額</u></p> <p><u>(10) 主たる構成員が市内に在住する障害者で構成された団体が使用する場合 100分の50に相当する額</u></p> <p><u>(11) その他委員会が特に必要と認める場合 前各号の規</u></p>

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表 (8 / 11)

現 行	改 正 案
<p>4 (略) (使用料の還付) <u>第10条</u> 条例第12条ただし書の規定により、<u>使用料の還付を受けようとする者は、伊勢原市立公民館附属設備使用料還付申請書(第7号様式)を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、<u>伊勢原市立公民館附属設備使用料還付決定通知書(第8号様式)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p>3 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第12条第3号に該当する場合 <u>既納の使用料の100分の50に相当する額</u></p> <p>(3) <u>条例第12条第4号に該当する場合 委員会がその都度定める額</u> (遵守事項)</p> <p><u>第11条</u> <u>利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>備品等は利用後必ず整理整頓すること。</u></p> <p>(4) <u>係員の指示に従がい、管理上支障となるような行為をしないこと</u></p>	<p><u>定に準じた額</u></p> <p>4 (略) (使用料の還付) <u>第11条</u> 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、<u>伊勢原市立公民館使用料還付申請書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、<u>伊勢原市立公民館使用料還付決定通知書(第9号様式)により使用者に通知するものとする。</u></p> <p>3 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第12条第3号に該当する場合 <u>委員会がその都度定める額</u></p> <p>(遵守事項)</p> <p><u>第12条</u> <u>使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>許可なく火気を使用し、又は危険物等を持ち込まないこと。</u></p> <p>(4) <u>許可なく広告の掲示その他これに類する行為をしないこと。</u></p>

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表 (9 / 11)

現 行	改 正 案											
<p>(係員の職務上の立入り)</p> <p>第12条 館長は、公民館の管理運営上必要があると認めるときは、<u>利用者が利用している施設に係員を立ち入らせることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>(5) <u>使用後の清掃、整頓、火気取締り等を十分すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、管理上必要な事項を守り、係員の指示に従うこと。</u></p> <p>(管理上の入室)</p> <p>第13条 館長は、公民館の管理運営上必要があると認めるときは、<u>使用されている施設に係員を入室させることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="895 909 1369 1935"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>申請期間</th> <th>1か月 当たり の申請 件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">伊勢原 市立公 民館</td> <td>抽選申 込をす る場合 (登録 申請公 民館の み)</td> <td>使用し ようと する日 の属す る月の 3月前 の1日 から同 月末ま で</td> <td>4件 まで</td> </tr> <tr> <td>随時使 用申請 をする 場合</td> <td>使用し ようと する日 の属す る月の 1月前 の1日 から使 用日前 日まで</td> <td>1館 当たり 4件 まで</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		申請期間	1か月 当たり の申請 件数	伊勢原 市立公 民館	抽選申 込をす る場合 (登録 申請公 民館の み)	使用し ようと する日 の属す る月の 3月前 の1日 から同 月末ま で	4件 まで	随時使 用申請 をする 場合	使用し ようと する日 の属す る月の 1月前 の1日 から使 用日前 日まで	1館 当たり 4件 まで
区 分		申請期間	1か月 当たり の申請 件数									
伊勢原 市立公 民館	抽選申 込をす る場合 (登録 申請公 民館の み)	使用し ようと する日 の属す る月の 3月前 の1日 から同 月末ま で	4件 まで									
	随時使 用申請 をする 場合	使用し ようと する日 の属す る月の 1月前 の1日 から使 用日前 日まで	1館 当たり 4件 まで									

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表 (10/11)

現 行	改 正 案					
<p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式 (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>第3号様式 (第7条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">伊勢原 市立中 央公民 館</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">展 示 ホ ー ル</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">展 示 を 目 的 と し て 使 用 す る 場 合</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">使 用 し よ う と す る 日 の 属 す る 月 の 6 月 前 の 1 日 か ら 使 用 日 前 日 ま で</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>大田公民館の1か月当たりの申請件数は、伊勢原市コミュニティ防災センター条例施行規則（昭和57年伊勢原市規則第6号）第5条の規定による申請（防災知識の修得のために使用する場合以外の申請に限る。）の件数を含む。</u> 2 <u>随時使用申請をする場合における1か月当たりの申請件数は、抽選申込のうち第7条第1項の規定による使用の承認を受けた件数を含む。</u> 3 <u>申請1件当たりの使用時間は、4時間までとする。ただし、伊勢原市立中央公民館での展示目的での展示ホールの使用及び館長が必要と認めるときは、この限りでない。</u> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式 (第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>第3号様式 (第7条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>	伊勢原 市立中 央公民 館	展 示 ホ ー ル	展 示 を 目 的 と し て 使 用 す る 場 合	使 用 し よ う と す る 日 の 属 す る 月 の 6 月 前 の 1 日 か ら 使 用 日 前 日 ま で	
伊勢原 市立中 央公民 館	展 示 ホ ー ル	展 示 を 目 的 と し て 使 用 す る 場 合	使 用 し よ う と す る 日 の 属 す る 月 の 6 月 前 の 1 日 か ら 使 用 日 前 日 ま で			

伊勢原市公民館条例施行規則新旧対照表 (11 / 11)

現 行	改 正 案
<p>第4号様式(第8条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>第4号様式(第8条関係)</p> <p>(改正規定のとおり)</p>
<p>第5号様式(第9条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>第5号様式(第9条関係)</p> <p>(改正規定のとおり)</p>
<p>第6号様式(第9条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>第6号様式(第10条関係)</p> <p>(改正規定のとおり)</p>
<p>第7号様式(第10条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>第7号様式(第10条関係)</p> <p>(改正規定のとおり)</p>
<p>第8号様式(第10条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>第8号様式(第11条関係)</p> <p>(改正規定のとおり)</p>
	<p>第9号様式(第11条関係)</p> <p>(改正規定のとおり)</p>